

経営を支える「新たな事業継続力強化計画」の策定

～水害等自然災害・新型コロナウイルス対策
～国の認定制度～

2021年1月21日

主催 長野県中小企業団体中央会
長野県経営品質協議会

桑原経営コンサルタント事務所
認定支援機関
中小企業診断士 桑原 仁

背景・目的

近年、大規模な自然災害が全国各地で頻発しています。加えて、今般の新型コロナウイルス感染症感染などの自然災害以外のリスクも顕在化しています。こうした自然災害や感染症拡大の影響は、個々の事業者の経営だけでなく、我が国のサプライチェーン全体にも大きな影響を及ぼすおそれがあります。

このため、中小企業庁は、中小企業の自然災害等に対する事前対策（防災・減災対策）を促進するため、第198回通常国会に「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（以下、中小企業強靱化法という）」を提出し、国会審議を経て、令和元年5月29日に成立し、7月16日に施行されました。

中小企業強靱化法において、防災・減災に取り組む中小企業がその取組を「事業継続力強化計画」としてとりまとめ、国が認定する制度を創設しました。

また、10月1日から感染症対策に関する事業継続力強化計画の認定もスタートしています。

【活用】

中小企業といえども事業継続について、改めて考える機会にし、備えて実行してもらいたい。

ものづくり補助金の加点措置も重要ですが、根底にある自社の事業継続に関して模索する機会にしましょう。

1. 事業継続力強化計画とは

一言でいえば、緊急時に会社を守るための取り組み。

自然災害等の緊急事態が発生した際に、自社の従業員や機械設備などを災害等から守り、事業を継続するための取り組みを整理したものが「事業継続力強化計画」

何かあった時に焦らずに落ち着いて対応できるという体制を作っておくことで、事業をスムーズに復旧させることができるようになります。

2. 計画書よりも能力強化を重視

事業継続力強化計画では、「事業を継続するための力(ちから)を高める」ことを重視。したがって、自社に保存するための計画を策定するというような計画書づくりといった観点ではなく、

何かあった時にすぐに行動を起こせる実効性に重きが置かれているのが最大の特徴。

3. 内容はシンプル

緊急時に実際に役立てることができる実効性を重視し、**5つのステップ**(大項目)に絞り込んだ内容となっています。事業継続力を強化する目的を明確にしたうえで、ハザードマップを用いて自社所在地のリスクを事前に確認し、それに基づいて自社の経営資源がどのような影響を受けるのか、事前にどのような対策を行っておけばよいのか、どのような体制で進めていくのか、という流れで整理していきます。

経営資源に着目して事業継続を図ることが特徴といえます。

平時において事前に対策を行っておき、緊急時の初動対応を明確化しておくことは、いざとなった時にたいへん有益であるといえます。

4. 経済産業大臣による認定制度

事業継続力強化計画は、2019年7月16日より施行された中小企業強靱化法に基づくもので、自社の取り組みを計画にとりまとめ、申請することで国（経済産業大臣）から認定を受けることができます。

認定を受けた企業・事業者には認定書が交付され、国（中小企業庁）のホームページで公表されます。

5. 国からの支援を受けられる

事業継続力強化計画の認定を受けると、国からさまざまな支援を受けることができるようになっていきます。

支援は大きく3つに分けられ、事前対策に必要な設備を購入する際に受けることができる**税制優遇**、計画の取り組みにおいて必要な資金を低利で調達することができる**金融支援**、ものづくり補助金などの加算対象となる**予算支援**があります。もちろん、これらの支援策は必ずしも活用する必要はありません。

6. 策定方法

自社だけで策定することができるようになっています。

中小企業庁のホームページに、「事業継続力強化計画策定の手引き」という資料があります。ページ数は80頁程度とボリュームがありますが、制度の趣旨や策定の流れなどが非常に分かりやすく記載されています。

自然災害等への対策を初めて検討する事業者でも、手引きに沿いながら順を追って策定していけば、最終的に計画を完成させることができます。

最終的に出来上がる計画書はA4用紙で4～5枚程度の分量です。

そのまま申請書になりますので、完成後に認定申請を行うことができます。

7. 認定企業に活用いただけるロゴマーク

9

事業継続力強化計画の認定を受けた企業は、認定ロゴマークを使用することができるようになります。認定ロゴマークは、ホームページなどインターネット上での情報発信に用いることで、信頼性を訴求することができるといえます。

また、名刺や企業パンフレットなど営業ツールにも使用することができます。珍しさも手伝って商談のアイスブレイクなどに使えるでしょう。

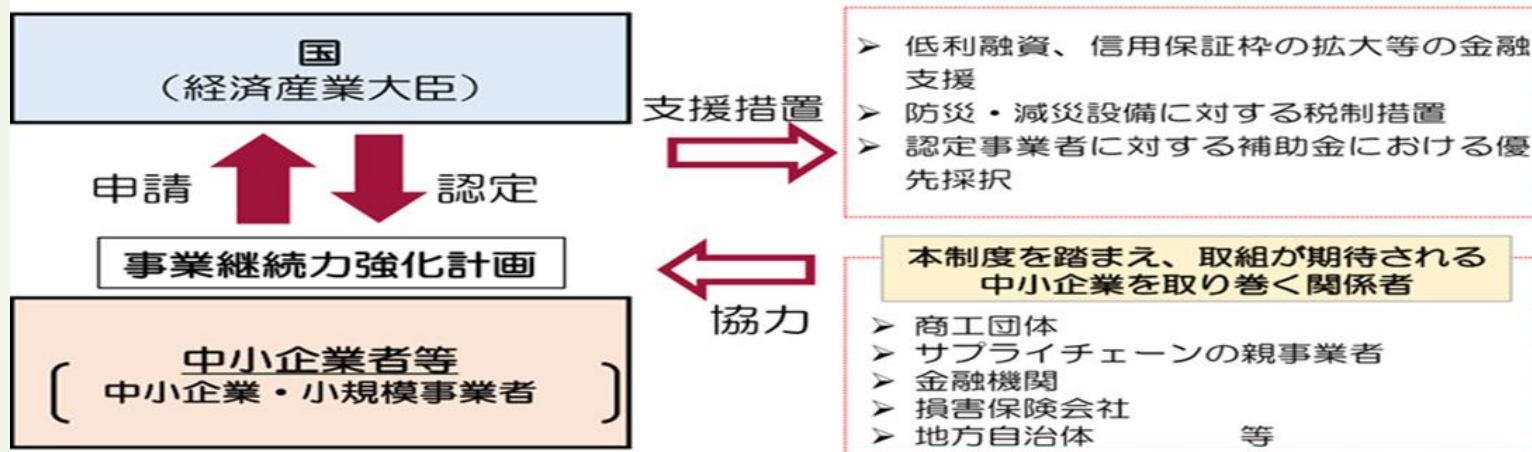


8. 申請書の具体的記載方法について

制度の概要

「事業継続力強化計画」とは、中小企業が自社の災害リスクを認識し、防災・減災対策の第一歩として取り組むために、必要な項目を盛り込んだもので、**支援措置（例えば設備投資への税制優遇など）を受けるために、**将来的に行う災害対策などを記載するものです。認定を受けた中小企業は、防災・減災設備に対する税制優遇、低利融資、補助金の優先採択等を受けることができます。

計画に記載する取組は、例えば、災害時における従業員の避難・被害状況把握、災害時における社内体制の設定などの初動対策に加え、人員、設備、資金繰り、情報保全などで必要な対策の検討、従業員への訓練や計画の見直し等の実効性の確保などを計画に盛り込むこととなります。



制度利用のポイント

【ポイント1】 防災・減災対策として必要な取組を計画として盛り込むものです。

①企業の概要（連携型の場合は連携企業の概要）、②自然災害等が事業活動に与える影響の認識（被害想定等）、③初動対応の内容、④事前対策の内容、⑤事前対策の実効性の確保に向けた取組などを申請書に記入することにより、認定を受けることができます。

【ポイント2】 計画認定後には、計画実行を支援する以下の施策の活用が可能です。

- 金融支援…日本政策金融公庫の低利融資、信用保証の別枠など、計画の取組に関する資金調達について支援を受けることができます（詳細はP67,68を参照）。
- 税制優遇…認定計画に従って取得した一定の設備等について、取得価額の20%の特別償却を受けることができます（詳細はP69,70を参照）。
- 予算支援…計画認定を受けた事業者は、ものづくり補助金等の一部の補助金において審査の際に、加点を受けられます。

申請に必要な書類

※CD-Rは不要となりました。

①②④が必須です。

- ① 申請書（原本）
- ② チェックシート
- ③ BCP等の参考書類がある場合は、その書類
※BCP（Business Continuity Plan、事業継続計画）を既に策定済である等、事業継続の取組が既にある場合は、その取組がわかる書類を参考として添付いただき、申請書ではそちらを参照する旨記載いただく形で申請いただくことが可能です。
- ④ 返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付してください。）

変更申請とは

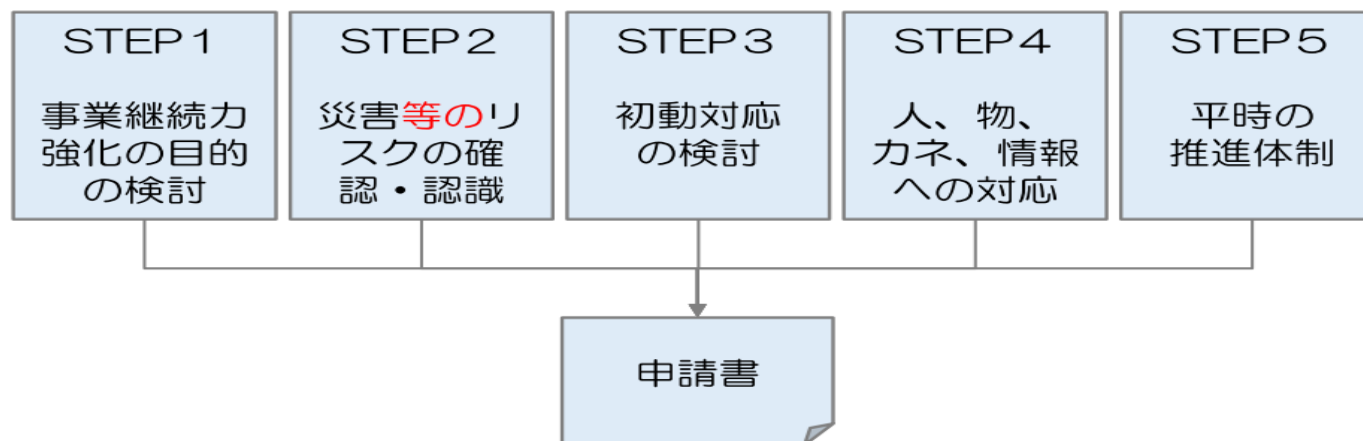
- 認定を受けた中小企業者は、当該認定に係る事業継続力強化計画を変更しようとするとき（設備の追加取得や連携対象企業の追加、**既に認定を受けた計画に感染症対策にかかる記載を追加する等**）は、経済産業政省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を改めて受けなければなりません。必要書類を担当窓口までご送付ください。
- なお、資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代等、**法第50条第3項の認定基準に照らし、認定を受けた事業継続力強化計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更申請は不要です。**
- 様式は以下のURLからダウンロードできます。
(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>)

変更申請に必要な書類

- ① 変更申請書（原本）
- ② 事業継続力強化計画（変更後）
（認定を受けた事業継続力強化計画を修正する形で作成してください。変更・追加部分について変更点が分かりやすいように下線を引いてください。）
- ③ 実施状況報告書
- ④ 旧事業継続力強化計画認定書の写し
- ⑤ 旧事業継続力強化計画の写し（認定後返送されたもののコピー）
（変更前の計画であることを、計画書内に手書き等で記載してください）
- ⑥ 変更申請用チェックシート
- ⑦ 返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付してください。）

5つの検討ステップ

申請にあたり、主に以下の5つのステップを通じて申請書を作成します。



【STEP1 事業継続力強化の目的の検討】

- ✓ 事業継続力の強化を図るうえで、まずはその**目的を考えることが重要**です。
 - ① 近年、中小企業の事業活動に大きなダメージを与える大規模災害等が相次いで発生しています。
 - ② また、IT化の進展等により事業環境の変化が加速しており、事業断絶に伴う機会損失は従来と比べて大きなものになっています。
 - ③ このため、一度、自然災害等が発生すると、**「従業員やその家族」、「顧客や取引先」、「地域の方々」等に大きな影響**が及ぶことになります。
- ✓ 事業継続力強化の第1ステップは、「何のためにこの取組を行うのか」を明らかにすることから始まります。
- ✓ 目的を記載する際は、事業継続力強化計画作成指針（以下参照）に基づき、自らの事業継続力強化が、自然災害等が起こった際に、経済社会に与える影響の軽減に資する観点を踏まえて、記載してください。

※以下、「事業継続力強化計画作成指針」抜粋（第1ーロ）

事業継続力強化の目的については、イの自らの事業活動が担う役割を踏まえつつ、事業継続力強化に当たっての基本的な考え方を検討した上で、サプライチェーンや地域経済全体に与える影響や、従業員に対する責務等、自らの事業継続力強化が自然災害等による経済社会的な影響の軽減に資する観点から、記載するものとする。

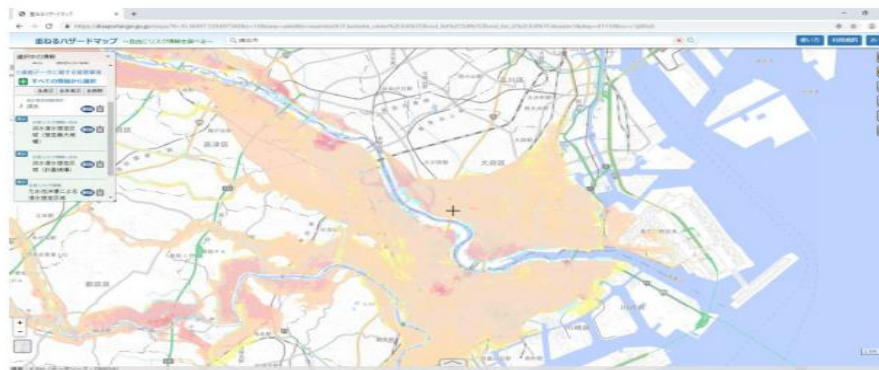
【STEP2 災害等のリスクの確認・認識】

✓ ハザードマップなどを活用しながら、まずは事業所・工場などが立地している地域の災害等のリスクを確認・認識しましょう。

■ハザードマップ等

- 地域の自治体HP
- 国土交通省ハザードマップポータルサイト <https://disaportal.gsi.go.jp/>
- 国土交通省川の防災情報 <https://www.river.go.jp/>
- J-SHIS（地震ハザードステーション） <http://www.j-shis.bosai.go.jp/>

＜国土交通省ハザードマップ（洪水）の例＞



浸水の想定区域が着色されています。これを基に、自社、取引先などの立地が、どのような被害となりそうかを予測します。また、周辺道路が災害時にも利用できそうか、電気、水道、ガス等も継続利用が可能かという点を推測するための基礎資料としても活用できます。

✓ このような被害想定を基に、「ヒト（人員）」「モノ（建物・設備・インフラ）」「カネ（リスクファイナンス）」「情報」の四つの切り口から自社にどのような影響が生じるかを考えます。

【STEP3 初動対応の検討】

✓ 次に、災害等が発生した直後の初動対応を検討します。この際、個別の企業においては、以下の取り組みが求められます。

- ① 人命の安全確保
- ② 非常時の緊急時体制の構築
- ③ 被害状況の把握・被害情報の共有

【STEP4 ヒト、モノ、カネ、情報への対応】

- ✓ STEP2で検討したヒト、モノ、カネ、情報への影響を踏まえ、どのような対策を実行することが適当か検討します。例えば、以下の取組が考えられます。詳細は本手引きのP43～を参照ください。
 - ① 社員の多能工化を進める
 - ② 設備の耐震化
 - ③ 保険の加入
 - ④ バックアップデータの取得

【STEP5 平時の推進体制】

- ✓ 事業継続力の強化においては、平時の取組が大切です。平時から繰り返し取り組むことで、緊急時においても落ち着いて、適切に対応することができるようになります。平時の取組の検討にあたっては、以下の点に留意することが大切です。
 - ① 経営層の指揮の下、事業継続力強化計画の内容を実行すること（平時の推進体制に経営陣が関与すること）
 - ② 年に一回以上の訓練を実施すること、そして取組内容の見直しを定期的に実施すること

【既に事業継続計画（BCP）等を策定済みの場合】

- 既に自社にて事業継続計画（BCP）等を作成済みの場合は、下記の記載例を参考に記入してください。
- 事業継続計画（BCP）等は、該当部分を参考書類として申請書に添付してください。
- 添付するBCPには、従業員等や取引先の連絡先、工場等の避難経路、重要な設備・機材一覧等が記載されたものを全て添付する必要はありません。BCP等において、申請書の項目に該当する取組概要が記載されている箇所のみとし、一覧表等については、項目が書かれた部分のみ（機密情報は塗りつぶし）としてください。

記載方法（良い例）

策定済みBCP等の該当部分を転記の上、添付した策定済みBCP該当ページを記載する

項目		初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
1	人命の安全確保	従業員の避難	発災直後	Xxを避難場所として定めてあり、従業員に対してはポスター等により掲示している。避難場所までの経路に問題がないかどうか、総務部で半年に一度確認している。（添付BCP Pxx参照）
		従業員の安否確認	発災直後	-----
		生産設備の緊急停止方法	発災直後	-----
		顧客への対応方法	発災直後	-----

記載方法（悪い例）

必要事項を記載せず、該当箇所の参照ページのみをしか記載するされていない

項目		初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
1	人命の安全確保	従業員の避難	発災直後	添付BCP Pxx参照
		従業員の安否確認	発災直後	-----
		生産設備の緊急停止方法	発災直後	-----
		顧客への対応方法	発災直後	-----

認定申請書（表紙）の記載方法

認定申請書（表紙）には申請者の住所、氏名、代表者の役職及び氏名を記載します。※押印は不要となりました。

様式第20

事業継続力強化計画に係る認定申請書

申請日を記載してください

年 月 日

主たる事務所が所在する都道府県を管轄する各経済産業局長としてください（P12）

〇〇経済産業局長 殿

住所
名称
代表者の役職及び氏名

省略等はせず、正式名称で記載してください

押印不要

中小企業等経営強化法第50条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



注意点

- ✓ 押印は不要となりました（令和2年12月28日～）。
- ✓ 用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

1. 名称等

申請企業の基本情報を記入します。

業種は日本標準産業分類の中分類を記載してください

1 名称等			
フリガナ	カブシキガイシャチュウショウキギョウ		
事業者の氏名又は名称	株式会社中小企業		
代表者の役職名及び氏名	代表取締役 中小 太郎		
資本金又は出資の額	1,000万円	常時使用する従業員の数	100名
業種	非鉄金属製造業		
法人番号	●●●●●●●●●●●●●●●●	設立年月日	1993年●月●日

⚠ 注意点

- ✓ 事業者の氏名又は名称にはフリガナを記載してください。
- ✓ 個人事業主など、資本金を有しない場合や法人番号（13桁）が指定されていない場合は記載不要です。（法人番号がない事業者は「法人番号なし」と記載）
- ✓ 業種は日本標準産業分類の中分類を記載してください。
（日本標準産業分類コード：<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>）
※判断に迷われる際は、最寄りの経済産業局等にお問い合わせください。
- ✓ 事業者の氏名又は名称においては、例えば名称がカタカナもしくはアルファベット等が使用されている場合においても、フリガナを記載してください。

どのような事業を営んでいるのか事業活動の概要を記載します。

記載例①②共通

自社の事業活動の概要	業種等を記載するとともに、地域経済やサプライチェーンにおける位置づけなどを記載する。 ◆記載例 （電子部品の製造・販売の場合） 当社は、主に大手電機メーカーA社の〇〇部品の製造を担っており、当該部品の過半数のシェアを握るなどサプライチェーン上の重要な役割を担っている。 （野菜等の小売業の場合） 当店は、地域において野菜を主に販売しており、一般顧客だけでなく、地域の複数の飲食店へ野菜を卸しており、当店の早期復旧しないと、これら飲食店への影響を及ぼす。 （コンビニ店の場合） 当店は、地区唯一のコンビニであり、物販等の販売だけでなく、宅配便の取次、公的機関への料金収納や、代金収納なども実施しており、当店の早期復旧しないと、地域住民の生活に支障が生じるおそれがある。 （製造業の場合）※感染症の記載例 当社は、主に大手電機メーカーA社に〇〇部品を供給しており、当該部品供給の過半数のシェアを有するなど、サプライチェーン上の重要な役割を担っている。このため、感染症拡大等の影響により、当社の事業が停止するとサプライチェーンや地域の雇用に大きな影響が生ずる。
-------------------	--



考え方

- ① 自社がどのような事業を営んでいるのかを、分かりやすく簡潔に記入してください。
- ② 業種等に加え、自らの事業活動が担う役割（サプライチェーンで重要な部品を卸している、地域の経済・雇用を支えている等）を検討したうえで記載してください。



注意点

- ① 業種等に加え、自らの事業活動が担う役割について、サプライチェーンにおける役割または地域経済などにおける役割の記載がない場合、計画書の不備として認定の対象とはなりません。

2. 事業継続力強化の目標 – 事業継続力強化に取り組む目的

目的は社是などと同様のもので、災害等発生時、自社はどう行動していくかという意味表明のようなものです。何を目的として事業継続力の強化を図るのかを検討し、記載します。

記載例①②共通

事業継続力強化に取り組む目的	下記3点を目的に、事業継続力強化に取り組む。 1. 自然災害発生時において、人命を最優先として、社員と社員の家族の安全と生活を守る。 2. 地域社会の安全に貢献する。 3. 部品の供給の継続、又は早期の再開により、お客様への影響を極力少なくする。 (以下、感染症対策を含む場合の記載例) 下記2点を目的に事業継続力強化に取り組む。 1. 災害時においても物品の供給を継続し、お客様や地域の雇用への影響を最小限に抑える。 2. 感染症の発生時においても人命を最優先して、社員と社員の家族の安全と生活を守る。
----------------	---



考え方

- ① 自社が担う役割を踏まえつつ、下記の観点について自社の理念等と照らし合わせて考えてください。
- ② 事業継続力強化計画作成指針第1ー口（P15参照）の考えに基づき、自社が被災した場合のサプライチェーンや地域経済への影響度や、従業員に対する会社の姿勢について、可能な限り具体的に記載してください。
 - ・ 従業員やその家族に対する責務
 - ・ 自社の企業理念や経営方針
 - ・ 顧客・取引先や地域経済に対する影響
 - ・ 事業継続力強化に当たっての理念や基本的な方針



具体例

- ・ 人命（従業員・顧客）を守り、地域社会の安全に貢献する
- ・ 自社の経営を維持するとともに、取引先への影響を軽減する
- ・ 供給責任を果たし、顧客からの信用を守る
- ・ 従業員の雇用を守り、地域の活力を支える
- ・ サプライチェーン全体への影響を軽減させる
- ・ 社会からの要請に応える

2. 事業継続力強化の目標 – 事業活動に影響を与える自然災害等の想定

自社の拠点のうち、事業活動を継続するにあたって必要な拠点について、事業活動に影響を与える自然災害等を1つ以上想定します。

記載例①②共通

事業活動に影響を与える自然災害等の想定	(記載例その1) 当社の事業拠点は〇〇県〇〇市にあり、 ・ 今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率が19.5% (J-SHIS地図参照)。当該地震による津波が20cm。 ・ 水災時に20cm～50cmの浸水 (〇〇市ハザードマップ参照)。 が予想される地域である。 また、例年、年に数回、台風が通過していることから、風害や一時的な豪雨による被害も想定される。 (記載例その2) 当社の事業拠点における事業活動に影響を与える主な自然災害は、所在地の自治体が発行するハザードマップで確認。 ・ ●●県●●町: 震度6以上の地震が想定される、浸水想定地域 1m以上浸水 ・ ●●県●●市: 震度5強以上の地震が想定される。 ・ ●●県●●市: 特に大規模地震や水害の想定がない地域である。 (記載例その3)※感染症の記載例 当社の事業拠点は、〇〇県〇〇市にあり、感染者が増加している状況か鑑みると、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大による影響が想定される。
---------------------	--



考え方

- ① ハザードマップやJ-SHIS（地震ハザードステーション）等を確認し、想定される自然災害等を記載してください。
- ② 自然災害等の想定にあたっては、自社の事業活動に甚大な影響を与える可能性が高い自然災害を一つ以上記載してください。
- ③ 複数の拠点を持つ場合、個々の拠点ごとの詳細な被害想定までは不要です。
- ④ 地震については、予想震度や津波の予想高さ、水害については浸水の予想高さ等を具体的に記載してください。
- ⑤ 間接被害（主要な取引先が〇〇災害が想定される地域に所在しているなど）による影響が想定される場合は、そのような影響を記載してください。



注意点

- ✓ 事業活動を継続するにあたって必要な拠点について、事業活動に影響を与える1つ以上の自然災害等を検討します（全ての自然災害等を網羅する必要はありません）。

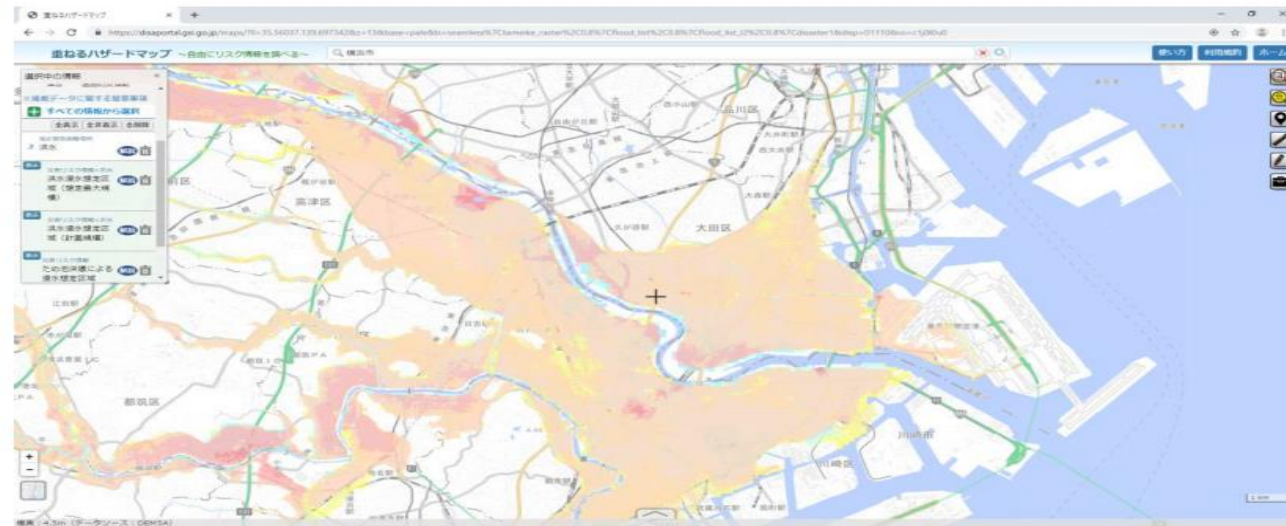
ハザードマップの確認方法

ハザードマップの確認方法について解説します。

＜ハザードマップの入手方法＞

- 地域の自治体HP
- 国土交通省ハザードマップポータルサイト：<https://disaportal.gsi.go.jp/>
- 国土交通省川の防災情報：<https://www.river.go.jp/>
- J-SHIS（地震ハザードステーション）：<http://www.i-shis.bosai.go.jp/>

＜国土交通省ハザードマップ（洪水）の例＞



- 浸水の想定区域が着色されています。
- ハザードマップに基づき、自社、取引先などの立地状況を確認し、どの程度の被害となりそうかを確認します。
- また、ハザードマップは、災害時の周辺道路の利用確認や、電気、水道、ガス等の継続利用の可否を想定する基礎資料としても活用できます。

感染症における情報の入手

- 感染症の状況については、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化します。こうしたことから、日頃から最新かつ、正確な情報を入手することにより、地域の感染状況等を把握しておくことが大切です。
- 例えば、厚生労働省のホームページでは、都道府県別の新型コロナウイルス感染者の発生状況を毎日更新しています。

（厚生労働省HP：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00016.html）

記載例②（感染症含む）

自然災害等の発生が事業活動に与える影響	想定する自然災害等のうち、事業活動に与える影響が最も大きいものは、大雨等による水災及び、感染症の感染拡大の影響であり、その被害想定は下記の通り。 （人員に関する影響） ○水災 交通機関の停止に伴い、従業員の出勤が困難になる。 ○感染症 感染症流行期においては、本人又は家族への感染等により出勤できなくなる従業員や在宅勤務を行う従業員が複数発生する。 これら被害が事業活動に与える影響として、従業員が専属で担当していた顧客に関する情報や業務の引き継ぎが滞り、顧客に迷惑をかけることなどが想定される。 （建物・設備に関する影響） ○水災 大雨により事務所及び工場が浸水し、事務所のパソコン等の電子設備や、工場の生産設備等が浸水することが想定される。これら被害の事業活動に与える影響として生産ラインの一部又は全部の停止が想定される。 ○感染症 感染症流行時には、マスクや消毒液等の衛生用品が入手しづらくなることにより、社員の感染拡大を防ぐことができなくなる。社員が感染した場合、営業活動が一時的に停止すること等が考えられる。
----------------------------	---



考え方

- ① P24で想定した自然災害等のうち、最も大きな被害が想定される自然災害等を感染症などを含む2つ以上想定した場合、自然災害と感染症に分けて記載することも有効です。

2. 事業継続力強化の目標 – 自然災害等の発生が事業活動に与える影響（カネ、情報、その他）

想定される自然災害等が、どのような影響を及ぼすかを5つの項目（人、モノ、金、情報、その他）から検討します。

記載例②（感染症対応含む）

自然災害等の発生が事業活動に与える影響	（資金繰りに関する影響） ○水災 事業活動の停止により収入が得られないことで、運転資金が逼迫する恐れがある。また、浸水により一部設備の修理や新規設備購入が必要となることが想定される。 ○感染症 感染症流行期には、感染拡大防止の目的から従業員の出勤率を下げたことにより生産ラインの稼働率の低下が想定される。 これら被害が事業活動に与える影響として、売上が急減する一方、固定費等の支出が増加し、資金繰りが悪化することが想定される。 （情報に関する影響） ○水災による影響 事務所内のサーバ（顧客情報、財務諸表等を保管）の浸水により、バックアップデータ以外は喪失し、取引先からの売掛金の回収が困難になる等の影響が想定される。 ○感染症による影響 在宅勤務の実施時に、従業員の自宅パソコンから重要情報が漏えいし、取り引き先への信用を失う等の影響が想定される。 （その他の影響） ○水災及び感染症における影響 取引先の被災や公共交通機関また、感染症流行期における人や物資の移動制限の影響により、1週間程度、原料である鋼材の調達が困難になれば、最終製品の出荷が不可能になるおそれ。 これら被害が事業活動に与える影響として、取引先と約定通りの、製品納入を行えないなどの事態が想定される。
----------------------------	--



考え方

- ① P24で想定した自然災害等の発生により、カネ（資金）、情報、その他（インフラ障害や取引先の被災等による間接被害）の観点から、自然災害及び感染症による影響を記載してください。
- ② 外部インフラの途絶や感染症流行期の人や物資の移動制限により、類似の影響が想定されるケースもあります。その様な場合には、共通の影響と記載いただいても結構です。

記載例②（感染症対応を含む）

項目		初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
1	人命の安全確保	従業員の避難方法	発災直後 ／ 国内感染者発生後	○水災 ・ 自社拠点内の安全エリアの設定 ・ 社内の避難経路の周知・確認 ・ 避難所までの経路確認 ○感染症 ・ 事業所の消毒、従業員の手洗い等の徹底
		従業員の安否確認方法	発災直後 ／ 国内感染者発生後	○水災 ・ 安否確認システムの導入 ・ 従業員の連絡網の整備 （携帯電話番号、メールアドレス、SNS等） ○感染症 ・ 体調不良の社員の出勤停止や交代勤務規定の整備 ・ 出勤前の検温の励行
		生産設備の緊急停止方法	発災直後	・ 緊急時の機器停止手順の周知・確認
		顧客への対応方法	発災直後 ／ 国内感染者発生後	○水災 ・ 顧客の避難場所の周知、誘導體制の確立 ○感染症 ・ 従業員へのマスクの着用を義務づける



考え方

- ① 「人命の安全確保」として、次頁以降の推奨項目について対応ができているか確認してください。未対応の場合は推奨事項を優先的に対応することを推奨します。
- ② 上記①の推奨事項を既に対応済みの場合、次頁の対策事例を参考にして、自社の状況と、今後取り組むべき対応を検討してみましょう。
- ③ 平時から利用している連絡先一覧など、平時の取り組みを災害対応として活用することも重要です。



注意点

- ✓ 各初動対応の内容欄に複数の事前対策の内容を記載する場合、発災後の対応時期も別々に記載します。
- ✓ 自然災害と感染症の両方の対策について記載いただく必要はありません。想定した自然災害等に対する必要な対策を記載してください。
- ✓ 「従業員の避難方法」と「従業員の安否確認方法」については必ず記載する必要があります。

記載例②（感染症対応を含む）

項目		初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
2	非常時の緊急時体制の構築	代表取締役社長を本部長とした、対策本部の立ち上げ	発災後1時間以内/ 社内感染者発生後	水災・感染症共通 ・設置基準の策定 ・対策本部の体制整備等
3	被害状況の把握 被害情報の共有	被災状況や感染者発生による、生産・出荷活動への影響の有無の確認 当該情報の第一報を顧客及び取引先並びに地元の市当局、商工団体、及び保健所等に報告	発災後12時間以内 / 社内感染者発生後	水災・感染症共通 ・被害情報の確認手順の整理 ・被害情報及び復旧の見通しに関する関係者への報告方法、対外的な情報発信方法の策定等 感染症 ・感染者発生を報告するための連絡先の整備、取引先等へ報告方法、自社HP掲載の仕方等の確認 ・濃厚接触者の特定・対応の整理
4	その他の取組	-----	-----	-----



考え方

- ① 「非常時の緊急時体制の構築」、「被害状況の把握と被害情報の共有」、「その他の取組」として、次頁以降の推奨項目について対応ができているか確認してください。未対応の場合は推奨項目を優先的に対応することを推奨します。
- ② 上記①の推奨項目を既に対応済みの方は、次頁の対策事例を参考に、今後取り組むべき対応を検討してみましょう。
- ③ 【社内感染者の発症の共有について】
社内において感染者が発生した場合、顧客や取引先、保健所等の関係団体に休業する可能性がある旨の第1報を速やかに共有することが大切です。なお、感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意しましょう。



注意点

- ✓ 各初動対応の内容欄に複数の事前対策の内容を記載する場合、発災後の対応時期も別々に記載します。
- ✓ 自然災害と感染症の両方の対策について記載いただく必要はありません。想定した自然災害等に対する必要な対策を記載してください。

記載例②（感染症対応を含む）

A	自然災害等が発生した場合における 人員体制の整備	<現在の取組> ・現在具体的な対策は行っていない。 <今後の計画> ○水災・感染症【共通】 ・出勤できない従業員が発生した時のために、顧客毎に簡易な取引実績表を作成し、従業員同士で閲覧可能な状態にする（共有ファイル）。 ○感染症 ・地域の感染状況を見ながら、交代勤務を導入する。 ・在宅勤務を可能とする環境整備をする。 ・参加者が一定数を越える会議の延期若しくは中止または、オンラインによる実施の検討をする。
---	-----------------------------	--

自然災害等が発生した場合における人員体制の整備の例

ここでは事業継続力強化に資する対策及び取組を策定する際の参考として、具体的な対策例を掲載しました。今後、どのような取組が必要かを検討する際の参考資料としてご利用ください。

#	脆弱性	具体的対策事例	コスト	必要期間
1	出勤しないと実施不可 な業務がある	会社の近隣に居住する従業員の〇〇人を緊急 参集要員として任命する	-	1時間～
2		感染症対策のため、在宅勤務できる環境を整 える	数万円～/月 （クラウド サービス）	1週間～
3	特定の人にしかできな い業務がある	〇〇など、社員の多能工化を進める ※経理業務を複数の担当者が実施できるよう 人事異動・研修を行うなど	-	1ヶ月～
4	多くの人員を必要とす る業務がある	株式会社〇〇（親事業者等）に対し、被災時 に応援要員を派遣してもらうように取り決め をしておく	-	1ヶ月～
5		OB社員に対し、被災時に業務を支援しても らうように取り決めをしておく	-	1ヶ月～
6	多くの人が集まる定例 会議等がある	予め、会議の延期や中止、オンラインによる 実施の検討をする。	数万円～/月 （クラウド サービス）	1時間～

災害等発生後も事業を継続するために、モノ（設備・機器及び装置の導入）に関する対策をあらかじめ検討します。

記載例②（感染症対応を含む）

B	事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入	<現在の取組> ・現在、具体的な対策は行っていない。 <今後の計画> ○水災 ・停電に備えて自家発電設備を導入する。 ・自家発電設備や事務所内にあるサーバー等重要設備を、想定浸水域（20cm～50cm）を上回る場所に移設する。 ○感染症 ・マスクや消毒液等の衛生用品を平時から備蓄しておく。 ・事務所内の従業員間の適正距離が保たれるよう机の配置を見直す。 ・在宅勤務の実施に向けたテレワークシステムを導入する。 【税制優遇の対象となる設備導入を予定している場合】 当該設備について、どのような目的で、具体的にどのような設備を導入するかを記載する。 ※感染症対策設備は、税制措置対象外。 【日本政策金融公庫の融資を利用する場合】 ・融資を受けて、具体的にどのような設備、機器を導入するか記載すること。後述の「5 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」にも必ずこれらの取組について概要（導入する設備・機器）を記載すること。
---	-------------------------	---



考え方（前ページの続き）

- ① 自然災害と感染症を併記する場合は、それぞれに対して必要なものについて記載してください。
- ② 特に、感染症流行期においてはマスクや消毒液などの衛生用品が品不足になることが予想されますので、平時からの備蓄を明記しておくことが重要です。



注意点

- ✓ 「事業継続力強化に資する対策及び取組」欄はA～Dの内一つ以上、記載が必要です。事業継続に重大な影響を与える可能性の高い経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）のうち、自社の事業継続上必要な項目や、対策が十分ではない事項を検討しましょう。
- ✗ 感染症対策設備は税制措置の対象外です。
- ✓ 日本政策金融公庫の低利融資等の金融支援を受ける場合は、本項目（3（2）B事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入）に、どのような目的で、具体的にどのような設備を導入するかを、また、「5事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」に用途・用途や資金調達方法等を記載する必要があります（P60参照）。

記載例②（感染症対応を含む）

C	事業活動を継続するための 資金の調達手段の確保	<現在の取組> ・ 現在、具体的な対策は行っていない。 <今後の計画> ○ 水災 ・ 既加入の火災保険を見直し、水災補償特約に加入するとともに、製品在庫を補償対象に追加する。 ○ 感染症 ・ 光熱費の減免措置や、給付金等の公的支援策を事前に調べ、要件を満たしている場合には、直ちに活用可能な状態にしておく。
---	----------------------------	--



考え方

感染症拡大期には、外出自粛などにより、事業活動の抑制を余儀なくされる場合があります。国では事業継続の観点から、大きくわけて4つの観点から支援策を準備しています。こういった支援策を調べ、活用することも非常に有効です。

①資金の確保

事業活動の抑制に伴うキャッシュフローの悪化に備え、資金を確保する必要があります。

このため、返済の必要のない給付金や補助金等を中心に積極的に活用しましょう。

例）持続化給付金、家賃支援給付金、政府系金融機関・民間金融機関による実質無利子・無担保融資 等

②支払の抑制

収入源を確保するとともに、緊急時に止血するため支出を抑制することも必要です。特に恒常的に発生する家賃や光熱費等の固定費負担を軽減することも大切です。また、既往債務がある場合は、返済の猶予や条件変更等を金融機関と相談することも有効です。

例）家賃支援、光熱費やNHK受信料等の減免措置 等

③従業員の雇用維持

事業を一定期間休止せざるを得ない場合であっても、事業再開に備え、従業員の雇用を維持することが大切です。その間の給与等の支払いを助成する国の制度があります。

また、従業員が個人として活用可能な家計維持・生活支援のための給付金もありますので、社内共有することも有効です。

例）雇用調整助成金、みなし失業手当、小学校休業等対応助成金、特別定額給付金 等

④設備投資・販路開拓等による売上の維持

取引先とのネットワークや自社HP、SNS等を活用して、事業継続や再開の情報をこまめに発信することも重要です。情報発信によって支援が得られることや新たな顧客を獲得することもあります（飲食店によるテイクアウトや通信販売開始のお知らせ等）。そういった情報発信や生産性向上を目的とした設備を投資する場合、補助金制度を活用することも有効です。

例）ものづくり補助金、IT導入補助金、小規模事業者持続化補助金 等

記載例②（感染症対応を含む）

D	事業活動を継続するための 重要情報の保護	<現在の取組> ・ 現在、具体的な対策は行っていない。 <今後の計画> ○水災 顧客名簿等重要書類をサーバーに保存する。 ○感染症 ・ 営業自粛期間等を見通すため、国のHPの最新情報を随時確認する。 ・ 従業員の個人使用パソコンのセキュリティ状況をチェックするなど、テレワークが実施可能な状態にしておく。
---	-------------------------	--



考え方

- ① 災害、感染症ともに、被災に伴って国や自治体の助成制度を利用する場合には、売上高などの経営に関するデータが必要な場合があります。予め、経営に関するデータなどの重要情報については、整理するとともにバックアップを図っておくことが大切です。

事業活動を継続するための重要情報の保護例

#	脆弱性	具体的対策事例	コスト	必要期間
1	情報設備の設置場所が浸水対策の面で不適切である	（事業所が川、海岸沿い、低地など、水害の危険性が高い場合） 水害に備え、〇〇を2F以上に設置する ※電源装置、配電盤、各種電子機器、サーバールーム、金庫、重要書類など	-	1ヵ月～
2	データのバックアップを実施していない	データのバックアップを〇〇の頻度で取得する ※毎年、毎月、毎日など	数万円～/月 （クラウドサービス）	1週間～
3	バックアップデータを近隣の施設で保管している	バックアップデータについて、〇〇などにより、同時に被災しないような仕組みを構築する ※遠隔地への保管、クラウドサービスの利用など	数万円～/月 （クラウドサービス）	1週間～
4	リモート業務環境が未整備である	クラウド環境を利用し、通常時とは異なる拠点からのシステム利用を可能とする。	数万円～/月 （クラウドサービス）	1週間～
5	災害対策に関わる情報を人的ネットワーク構築の未実施により取得できていない	〇〇の定例会に参加し、災害対策の情報交換と、緊急時に備えた相互支援のための人的ネットワークの構築を実施する ※同業者組合、業界団体など	-	3ヵ月～

3-(3). 事業継続力強化設備等の種類

税制優遇を受けるため、導入する設備等の詳細を記入します。

※税制優遇を活用しない場合は記載不要です。

~~※感染症対策の設備は、税制優遇対象外です。~~

記載例①のみ

	(2) の項目	取得年 月	設備等の名称／型式	所在地
1	B	R2.5	大型自家発電設備／METI01	●●県／××市〇〇—〇—〇
2	B	R2.6	制震装置／METI02	●●県／××市〇〇—〇—〇
3	B	R2.7	排水ポンプ／METI03	●●県／××市〇〇—〇—〇

	設備等の種類	単価(千円)	数量	金額(千円)
1	機械装置	2,000	1	2,000
2	器具備品	700	1	700
3	機械装置	1,500	2	3,000

確認項目	チェック欄
上記設備は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)及び消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)上設置が義務づけられた設備ではありません。	✓



考え方

- ① 事業継続力強化設備等について租税特別措置の適用を受けようとする場合には、計画に基づき導入を予定している事業継続力強化設備等について必要事項を記入してください。
- ② 「(2)の項目」欄には、「3-(2)事業継続力強化に資する対策及び取組」のA～Dのどの項目に対応するものなのかを記載します。
- ③ 当該設備が特定できるよう型式まで正確に記載して下さい。型式が不明な場合は、対象設備であることが分かるカタログや、仕様書等を添付してください。
- ④ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)及び消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)上設置が義務づけられた設備は対象外とされているため、これらに該当しないことを確認し、チェックを付けてください。



注意点

- ✓ 税制優遇の対象設備については**次ページ**をご確認ください。
- ✓ 本欄に記載した設備は「3 事業継続力強化の内容」>「(2) 事業継続力強化に資する対策及び取組」>「B事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入」及び、「5 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及び調達方法」にも記載してある必要があります。
- ✓ **感染症対策の設備は、税制優遇対象外となりますので記載いただくことはできません。**
- ✓ 「設備等の種類」欄につきましては、必ず税理士等の判断を受けてから、必ず「機械装置」「器具備品」「建物附属設備」のいずれかを記載いただきますようお願いいたします。

税制優遇を受けられる設備一覧

中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第23条の規定に基づき、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する減価償却資産のうち、以下に掲げるものが対象となります。

—※感染症対策の設備は税制優遇対象外です。—

減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、排水ポンプ、制震・免震装置、浄水装置、揚水ポンプ (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (30万円以上)	全ての設備
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、防水シャッター、防火シャッター (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

・本税制の対象となる設備は、上の表に該当するもののうち、計画における目標の達成に真に必要な設備であること、またその数量が適切であること及び、内容の実現に資するものであることにつき、経済産業大臣の確認を受けた設備が対象です。
※ただし、上記の要件を満たす設備であっても、以下の①又は②に該当する設備は対象外となります。

①消防法（昭和23年法律第186号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき設置が義務づけられている設備

②中古品、所有権移転外リースによる貸付資産

事業継続力強化を進めるにあたって中小企業を取り巻く関係者（親事業者・政府関係金融機関等）による働きかけや支援を受ける場合、記載します。

記載例①

名称	A株式会社
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇ー〇
代表者の氏名	〇〇 〇〇
協力の内容	・ 自然災害に備えた事前対策の取組強化について、技術的な助言を受けるほか、自社の生産設備に支障が生じた場合、同社の生産設備を借りて、代替生産を行うことについて、検討・決定する。
名称	B銀行〇〇支店
住所	〇〇県〇〇市…
代表者の氏名	〇〇 〇〇
協力の内容	・ 被災時において、最大〇〇万円までの緊急融資を受けられる契約を結んでおくとともに、〇〇県信用保証協会のセーフティネット保証を活用することについて、事前に協議を行う。 ・ コミットメントラインや事前融資予約などについても、今後協議を進める。

記載例②（感染症対応を含む）

名称	C商工会議所
住所	〇〇県〇〇市…
代表者の氏名	〇〇 〇〇
協力の内容	○水災 ・ 大規模な水害の発生が見込まれる際、注意喚起を依頼する。 ・ 水害に対する事業継続の強化に関する指導を依頼する。 ○感染症 ・ 行政のの概要や申請手続きについて情報提供を依頼する。



考え方

- ① 中小企業を取り巻く関係者（親事業者・政府関係金融機関等）による取組がある場合、名称や住所、協力の内容を記載します。
- ② ①のような事業者・団体がいない場合、記入はせず空欄のままにします。



注意点

- ✓ 「協力の内容」については、可能な範囲で追記して下さい。

3-(4). 事業継続力強化の実施に協力する者の名称等 (2/2)



協力内容の具体例

例えば、以下のような協力が考えられます。

- ・ **独立行政法人中小企業基盤整備機構**が行う、中小企業者のリスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化計画の策定促進に向けた普及啓発、事業継続力強化計画の策定に関する指導・助言、事業継続力強化に関する支援人材の育成等
- ・ **サプライチェーンにおける親事業者**が行う、下請け中小企業者へのセミナー等を通じた普及啓発、事業継続力強化に向けた取組の支援、下請協力会や業界単位での取組の支援 等
- ・ **損害保険会社**が行う、中小企業者のリスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化に向けた取組への支援、個々の中小企業者が抱えるリスクの種類・規模や事前対策によるリスク低減効果を反映した保険引き受け条件の設定、地方公共団体等との連携による支援 等
- ・ **政府系金融機関、地域銀行・信用金庫・信用組合等の地域金融機関**が行う、中小企業者のリスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化に向けた取組を支える資金の融資、地方公共団体等との連携による支援 等
- ・ **地方公共団体**が行う、事業継続力強化計画の認定制度の活用促進に向けた普及啓発、事業継続力強化計画の策定支援、事業継続力強化計画と連動する補助金・制度融資等の独自のインセンティブ措置の実施 等
- ・ **商工会及び商工会議所**が行う、中小企業者のリスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化計画の策定に関する指導・助言、会員事業者が有する事前対策に関する知見の共有、自然災害等発生時の被害状況の把握及び地方公共団体への報告 等
- ・ **中小企業団体中央会**が行う、組合を通じた、リスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化計画の策定に関する指導・助言、組合員企業が有する事前対策に関する知見の共有 等

3-(5). 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組

事業継続力強化に当たっては、単に計画を策定するだけでなく、自然災害等が発生した場合の実効性も求められます。災害等発生時に使えるような計画にするための取組を検討しましょう。

記載例①

計画の推進及び訓練・教育については、代表取締役社長の指揮の下、実施する。
社内の管理職全員で組織する「防災・減災対策会議」(年2回開催)において、具体的な取組を検討・決定する。
毎年5月を目処に、全社員参加の訓練を実施することとし、訓練に合わせて、社員への教育も実施する。
また、実態に則した計画となるように、年1回以上計画の見直しを実行する。



考え方

- ① 実効性を確保するために、平時から行う取組を検討します。
- ② 以下の3点全てについて、自社の取組を検討し、必ず記載してください。
 - ・ 平時の取組推進について、経営層の指揮の下実施する体制を整える。
 - ・ 年1回以上、訓練や教育を実施する体制を整える。
 - ・ 年1回以上、事業継続に向けた取組内容の見直しを計画する。
- ③ 平時の体制を活用することも有効です。
 - ・ 例えば、製造工程の安全操業のための工程安全管理委員会を設置し、月1回見直し会議を図っている場合、当該会議に災害対策を追加するなど。



注意点

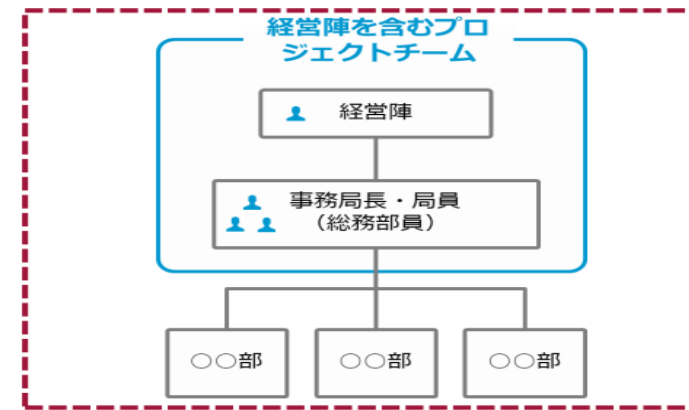
- ✓ 実効性の確保には、経営層の関与が必要不可欠です。必ず、経営層のコミットメントについて記載してください。
- ✓ 年1回以上の訓練と計画の見直しについても必ず記載してください。

記載例②（感染症対応を含む）

○水災・感染症【共通】
・社長の指揮の下、年1回以上、計画の推進及び訓練・教育を実施する。
・原則、年1回以上の計画の見直しの場を設ける。
○感染症
・毎年2月頃に全従業員参加の感染症のセミナーを実施するとともに、従業員が感染した場合を想定した訓練を年1回実施する。
・平時から手洗い等の感染症予防策対策を習慣づける。

推進体制の構築

- ✓ 事業継続力の強化は、トップによる強いリーダーシップの下で推進することが必要です。
- ✓ 経営者またはそれに準ずる者を責任者として任命し、体制を構築します。



訓練・教育の実施

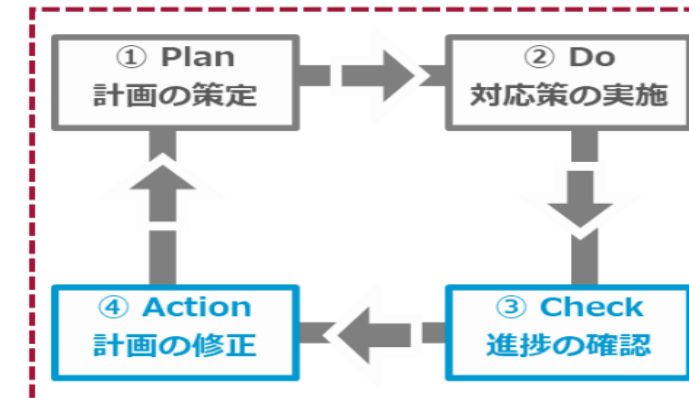
- ✓ 事業継続力強化計画の考え方や内容が社内で浸透するためには、**定期的な訓練や教育**が必要です。
- ✓ 事業継続力強化に特化した会議の他、日頃から事業継続力強化について意見交換を図ることが望めます。

教育活動の例

- 毎年1回以上、経営者が従業員に対して事業継続力強化計画の進捗状況や問題点を説明する
- 従業員各自が計画の取組状況や役割分担の定期的な確認を行う
- 策定した計画のポイントに関する社内研修会を実施する
- 計画の内容等に関する社内掲示を実施する
- 毎月の役員会議や全社勉強会などの際に、短い時間でも構わないので計画に関する報告の時間を作る

計画の見直し

- ✓ 計画の見直しについては、①業務変化への対応、②事業継続力強化計画の見直し、という二つに分けられます。
- ✓ それぞれ二つの視点から計画の見直しをする責任者や見直しの時期をあらかじめ定めておくことが重要です。



4. 実施時期

本計画の実施時期を記載します。

記載例①②共通

4 実施時期
2019年 9月 ～ 2022年 8月



注意点

- ✓ 実施期間について、3年以内の取組であることを確認してください。
- ✓ 開始時期は本申請書の申請日以降の年月からとしてください。
- ✓ 状況に変化が生じた場合には、計画に記載した実施期間を待たず、計画内容の見直しを検討してください。

5. 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及び調達方法

事業継続力強化に係る対策について、必要な資金の額とその調達方法を記載します。特に設備導入のため税制優遇や金融支援を受ける場合、必ずここに記載してください（日本政策金融公庫の低利融資を使う場合はその旨明記する）。

記載例①②共通

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額 (千円)
事前対策	設備の復旧費用の支払い	当該設備にかかる損害保険への加入	1,000
事前対策	従業員への給与の支払い	C銀行からの融資	500
事前対策	自家発電設備、免震装置、排水ポンプの導入費用の支払い	自己資金	3,700



考え方

- ① 計画に記載された事業継続力強化設備等の導入等、事業継続力強化に資する対策及び取組を確実に遂行するために必要な資金の額を検討したうえで、その調達方法を「資金調達方法」欄に記載してください。
- ② 「何の目的で」、「どのような使い方をするのか」を「使途・用途」欄に簡潔に記載してください。
- ③ 「損害保険への加入」等を「資金調達方法」に記載する場合は、「金額」の欄には、加入に際して必要な保険料ではなく、事業の継続に必要な金額（＝補償対象となる事由が発生した場合に自社に支払われる保険金の金額）を記載する。



注意点

- ✓ 設備等の導入に係る資金調達の場合は、上記考え方②に合わせて「3（2）事業活動強化に資する対策及び取組-B」（P46参照）にも記載されている必要があります。
- ✓ 「3（3）事業継続力強化設備等の種類」に記載し、税制優遇を利用して強化設備等の導入を予定している場合には、上記の欄に、強化設備等の導入時の資金調達方法を具体的に記載し、かつ「3（2）事業継続力強化に資する対策及び取組B」にも記載する必要があります。
- ✓ 日本政策金融公庫の融資等の金融支援を受けて設備導入を予定している場合、本欄に加え3(2)Bの対策として、誰がどのような目的でどのような設備導入を行うか具体的に記載されている必要があります。
- ✓ 計画の実施に資金が掛からない場合は記載不要です。

6. その他

関係法令の遵守等、その他必要事項を確認し、該当するものにチェックを付します。

記載例①②共通

(1) 関係法令の遵守(必須)

確認事項	チェック欄
事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)、下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第百二十号)、下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第百四十五号)に抵触する内容は含みません。	✓

チェックが必須です

(2) その他事業継続力強化に資する取り組み(任意)

確認事項	チェック欄
レジリエンス認証制度(※1)に基づく認証を取得しています。	
ISO 22301認証(※2)を取得しています。	
中小企業BCP策定運用指針に基づきBCPを策定しています。	✓

該当するもののみにチェック
※チェックがない場合でも
認定に支障はありません。



注意点

- ✓ (1) 関係法令の遵守については、チェックが必須となっております。内容を確認の上、チェックを付けてください。
- ✓ (2) その他事業継続力強化に資する取組については、チェックは任意となっております。該当する取り組みがあれば忘れずにチェックを付してください。
- ✓ 本計画の申請時には、別途資料(例えば既に策定されているBCPやレジリエンス認証制度の申請書、ISO22301認証の申請書等)を添付し、参照することが認められています。
- ✓ 参照する場合は、計画一式を添付する必要はなく、認定審査を容易にできるよう該当箇所を明示しておく必要があります。

よくあるご質問

(1) 計画申請から認定までどのくらいの期間がかかりますか。

- 標準処理期間は45日です。申請書に不備がある場合は、各地方経済産業局からの照会や申請の差戻しが発生し、手続き時間が長期化する場合があります。必ず余裕を持った申請をお願いします。

(2) 設備を取得し税制優遇を受ける際の、手続きの基本的な流れを教えてください。

- (連携)事業継続力強化計画の認定を受けた後に、対象設備を取得するのが必須の流れとなります。各種の手続きには一定の時間を要しますので、設備投資の検討に際してはご留意いただき、早めにお問い合わせください。

(3) 計画について、どのような取組をすればよいかわからない場合、基本方針や作成指針、及び申請の手引きの記載例などを参考に計画を策定してもよいのでしょうか。

- 基本方針や作成指針、記載例は、計画の検討にあたりどのような取組を行えばよいかの一事例として示しているため、これらを参考としていただいてもかまいません。また、社内で検討して必要な取組をおこなっていただいてもかまいません。

(4) 計画について、申請書の全ての事項について記載する必要があるのでしょうか。

- 任意事項については、自社にとって必要な対策・取組の場合のみ記載していただくこととなります。

(5) 災害発生時に計画を実行できなかった場合、(連携)事業継続力強化計画の認定は取り消されますか。

- (連携)事業継続力強化計画に基づいて災害時に計画を実行できなかったことをもって認定を取り消すことはありません。しかし、あまりにも計画と乖離していた場合(導入した自家発電設備等を災害時において使用しなかった等)は、中小企業等経営強化法第51条第2項、又は第53条第2項に基づき、認定を取り消すことがあります。

(6) 認定を受けた事業者は、中小企業庁HP等で事業者名などを公表することがあるのでしょうか。

- (連携)事業継続力強化計画の認定を受けた事業者については、中小企業庁のHPにおいて事業者名、住所等を公表します。

※計画の内容については公表いたしません。

中小企業庁HP：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/list.html>

(7) 認定を受けたあと、事業継続力強化設備等を追加したい場合はどうしたらいいですか。

- 設備を追加する変更申請をしてください。「様式第21（連携事業継続力強化計画は様式第23）」の「認定（連携）事業継続力強化計画の変更に係る認定申請書」をご利用ください。
- なお、資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代等、中小企業等経営強化法第50条第3項（連携事業継続力強化計画は第52条第3項）の認定基準に照らし、認定を受けた（連携）事業継続力強化計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更申請は不要です。

(8) （連携）事業継続力強化計画は、どこに申請すれば良いのでしょうか。

- 事業継続力強化計画を作成した中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局にご提出ください。
- 連携事業継続力強化計画については、代表する企業が所在する経済産業局に申請してください。

(9) 事業継続力強化計画と、連携事業継続力強化計画の両方を申請し、認定を受けることは可能なのでしょうか。

- 計画の申請は可能ですが、それぞれの計画に基づいて防災・減災対策を行えるような取組である必要があります。

(10) 事業継続力強化認定ロゴマークが公表されていますが、どのような場合、当該ロゴマークを使用できるのででしょうか。

- 本ロゴマークは、事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業及び、連携事業継続力強化計画を共同で実施する大企業等においては、認定をもってロゴマークの使用が可能となります。その際は以下URLに記載されている「事業継続力強化計画認定ロゴマーク使用規約」を必ず、ご確認ください。
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm#logomark>
- 一方、認定を得ずとも本制度の周知等広報の目的でロゴマークを使用したい場合や経済産業省に「事業継続力強化計画認定ロゴマーク使用規約同意書」を提出する必要があります。尚、認定を受けた中小企業者等においては、「事業継続力強化計画認定ロゴマーク使用規約同意書」を提出いただく必要はありません。

（11）事業継続力強化計画の「3（3）事業継続力強化設備等の種類」及び連携事業継続力強化計画の「5 事業継続力強化設備等の種類」の記載と支援措置の関係を教えてください。

- 支援措置として、税制優遇（中小企業防災・減災投資促進税制）を活用する場合に限り記載いただく欄となります。（税制優遇を活用しない場合は記載不要です。）
 - 税制優遇（中小企業防災・減災投資促進税制）において、（連携）事業継続力強化計画の申請時点で利用を想定する設備を記載してください。
- ※なお、中小企業防災・減災投資促進税制は、「自然災害」に対する防災・減災機能を直接有する設備が対象です。感染症対策の設備は対象外となりますので、本欄（事業継続力強化設備等の種類）に感染症対策の設備を記載いただくことはできません。

（12）税制の優遇を受ける場合、申請書の「事業継続力強化設備等の種類」に記載しないと税制優遇は受けられないのでしょうか。

- 当該欄に税制優遇を受けようとする設備等を必ず記載する必要があります。
- 事業継続力強化に資する対策及び取組の該当する対策に、当該設備を活用して、どのような目的で、どのような対策のために使うかを必ず記載する必要があります。

（13）事業継続力強化計画は、いつまでに認定申請すればよいですか。

- 計画認定自体には特に期限がありませんが、設備を取得する計画の場合必ず設備の取得前に計画の認定を受けることが必要です。

（14）一連の設備投資において、すでに一部の投資が完了している場合（止水板を4つ購入する計画において先行して一つ購入した等）、申請することは可能でしょうか。

- 完了した投資分を除いて、今後行われる設備投資分の効果を適切に算定できる場合は可能です。但し、上記の様なケースでは、残り3つの止水板が計画上必要かつ適切な個数であることについて経済産業大臣の認定を得る必要があります。

（15）事業継続力強化設備等を認定より前に取得してしまった場合は、中小企業防災・減災投資促進税制を利用することはできないのですか。

- 事業継続力強化設備等は、計画認定後に取得することが必須です。計画認定前に取得した設備は対象外となりますので、ご注意ください。

（16）取得とは、具体的にどのタイミングを指しますか。

- 機械等の所有権を得たこと、つまり機械等を購入したこと（請負契約に基づく建物については、一般的には引渡しを受けたこと）を指します。例えば、検収が終わっていない設備については、引き渡しが済んでいないことから一般的に未取得の状態と考えられます。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署にご確認ください。

(17) 設備を共有する場合は、どのような扱いになりますか。

- 設備に設定している共有持分に基づき、資産計上している資産の取得価額が対象となります。
- 連携事業継続力強化計画においては、各中小企業者が共有持分に基づき、資産計上している資産の取得価額が、各中小企業者の特別償却の対象となります。

(18) 税務申告時に必要となる書類を教えてください

- 税務申告の際は、「対象設備の償却限度額の計算明細書の添付」が必要となります。
※認定通知書及び認定を受けた計画の写しについても、税務調査等の際に必要となりますので、大切に保管してください。

(19) 中古品は対象となりますか。

- 中古品は対象となりません。

(20) 購入ではなくリースの場合も、税制措置の対象となりますか。

- ファイナンスリース取引については対象になりますが、ファイナンスリースのうち所有権移転外リース取引については対象外となります。また、オペレーティングリースについても本税制の対象外となります。

(21) 自ら作って固定資産計上する設備も対象となりますか。

- 取得（購入）するもの以外に、自ら製作するものも対象となります。

(22) 自社で製作した設備を対象とする場合、取得価額には人件費等も含まれますか。

- 自社で製作した設備の取得価額算出には、当該資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額、および当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額が含まれます。

(23) 取得価額の範囲には、どのような費用が含まれますか。

- 対象となる減価償却資産の取得価額は、①当該固定資産の購入対価、②外部付随費用（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他購入のために要した費用）、③当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の金額（即ち、内部取付費用、例えば据付費、試運転費等）のうち、減価償却資産として計上されるものの合計額になります。

(24) 取得価額の判定は、消費税抜、税込みどちらですのでしょうか。

- 取得価額の判定に際し、消費税の額を含めるかどうかは事業者の経理方式によります。すなわち、資産について税込経理であれば消費税を含んだ金額で、資産について税抜経理であれば消費税を含まない金額で判定することとなります。

(25) 単品の取得価額は、どのように判定するのでしょうか。

- 機械及び装置又は器具及び備品の一台又は一基の取得価額が100万円以上又は30万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定しますが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができますので、「通常一単位として取引される単位」が最低取得価額の判定の基本となります。個別のケースについて判断に迷われる場合は、所轄の税務署にお尋ねください。

(26) 設備取得の際に、国又は地方公共団体から補助金を受けた設備であり、かつ圧縮記帳前は最低取得価額を上回っていますが、圧縮記帳後は最低取得価額を下回ってしまう場合、本税制措置は使えますか。

- 法人税法上の「圧縮記帳」の適用を受けた場合は、圧縮記帳後の金額が税務上の取得価額となります。取得価額の判定は圧縮後の金額でされるため、対象にはなりません。（固定資産税については、圧縮記帳前の金額が取得価額となります。）
- 同様に、「積立金方式」を用いた場合も、税務上の取得価額は補助金額等を差し引いた価額となります。また、補助金の交付年度が翌事業年度になる場合においては、予定交付額を差し引いた価額が特別償却対象金額となります。
- また、補助金側に併用を制限する場合がありますのでご注意ください。

(27) 導入する設備について、どの種類の減価償却資産（機械装置、器具備品等）に該当するのでしょうか。

- 個々の設備について、機械装置や器具備品等、どの資産として計上するかは、事業者の判断となります。社内の経理担当及び税理士にご確認いただき、個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署までご確認ください。

(28) 他の税制との重複適用は可能ですか。

- 同じ減価償却資産で2以上の特別償却・税額控除に係る税制の適用を受けることはできません。

(29) 親会社が一括で調達した設備を、親会社から引き渡しを受けた子会社が税制の適用を受けることは可能でしょうか。

- 子会社で新規に取得等をした設備が対象となるため、当該子会社が税制の適用を受けることが可能です。

(30) これらの支援措置は業種問わず利用することは可能でしょうか。

- 中小企業防災・減災投資促進税制において、特に業種の限定はありません。
- 金融支援については、金融支援を行う各機関において支援対象となる業種が定められておりますので、支援策を実施する各機関にご確認ください。

(31) 防災・減災に係る機能を持たない設備は税制優遇を受けられないのでしょうか。

- 中小企業防災・減災投資促進税制は、あくまでも中小企業の防災・減災に係る機能を有する設備の導入の促進を目的とした税制であるため、例えば、中間財の分散保管のために倉庫に設置される棚であっても、その棚が一般的な棚で防災・減災に係る機能を直接持たない設備は、優遇措置の対象にはなりません。

(32) 設備の修繕等を行った場合も対象となりますでしょうか。

- 設備の修繕等は対象となりません。

(33) 太陽光パネルや蓄電池は税制優遇の対象になるのでしょうか。

- 中小企業防災・減災投資促進税制は、中小企業の防災・減災に係る機能を持つ設備が対象であり、本税制では対象ではありません。

~~(34) 想定する自然災害等に新型コロナウイルス感染症も該当するので~~
~~しょうか。~~

- ~~➤ 想定する自然災害等に新型コロナウイルス感染症も該当しますが、自然災害への対策も併せて記載することが必要です。感染症対策における計画の記載例については後日公表いたしますのでお待ちください。~~

(34) 想定する自然災害等に新型コロナウイルス感染症も該当するのでしょ
うか。

- 想定する自然災害等に新型コロナウイルス感染症も該当します。新型コロナウイルス感染症のみを想定して、計画の認定を受けることも可能です。また、従来通り自然災害のみを想定して計画の認定を受けることも可能です。
- 一方、新型コロナウイルス感染症及び、襲来が予想される自然災害に対して事業の継続が困難になる可能性がある場合、どちらに対しても事前の備えに取り組むことを推奨します。

(35) 新型コロナウイルス感染症のみを想定し、認定をうけた計画でも、自然災害を想定した計画と受けられる支援策は同一なのでしょうか。

- 日本政策金融公庫による低利融資、信用保証協会による信用保証枠の拡大などは、感染症のみを想定した計画においても、計画を実行するために必要な資金を調達する、支援策を受けることが可能です。詳しくは最寄りの日本政策金融公庫及び信用保証協会の支店までお問い合わせください。
- 同様に、認定を受けた際に利用できる事業継続力強化計画認定ロゴマークや、補助金の加点措置についても使用することができます。
- 税制優遇に関しては、感染症対策の設備を取得し、事業の用に供した場合においても対象外となりますので、ご注意ください。

(36) 当初、地震を想定して事業継続力強化計画の認定を既に受けましたが、感染症も想定した計画を策定する場合はどのような手続きが必要でしょうか。

- 地震を想定した計画に加えて、新型コロナウイルス感染症を追加で想定する場合は、感染症対策を追記した上で「認定事業継続力強化計画の申請（既に認定をうけた計画の変更の申請）」を進めて下さい。

(37) 新型コロナウイルス感染症が終息した場合、新型コロナウイルス感染症のみ想定していた計画は取り消されるのでしょうか。

- 感染症のみを想定した計画の認定をうけた場合でも、当該感染症の終息をもって認定が取り消されることはございません。計画の策定をきっかけに、他の自然災害及び感染症含むその他のリスクに備える計画への見直しをはかっていただくようお願いいたします。

(38) 他に感染症対策を記載した冊子等がありますか

- 中小企業庁では、令和2年度第1次補正予算において、中小企業の感染症に対する事前対策の取組を強化するために「感染症対策ハンドブック」を公表しておりますので是非、ご参照ください。（URL）
- 内閣官房では、150を超える（令和2年8月末日現在）業界団体が作成した感染症禍においても事業を継続するための業種別ガイドラインを公表しております。併せてご参照いただき、感染症対策への取組に役立ててください。（内閣官房HP）
https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline_20200514.pdf

(39) 新型コロナウイルス感染症対策に対する支援策を教えてください。

- 経済産業省では、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける事業主向けに、他省庁の支援策を含めて掲載している支援策パンフレットを掲載しています。是非、ご参照ください。（当省HP：<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf?20200903> ）

1. 申請書表紙

☐正しい様式を用いている。（単独型：様式第20 連携型：様式第22）

（変更申請の場合 単独型：様式第21 連携型：様式第23）

☐宛名が「関東経済産業局長」宛てになっている。

☐住所、名称、代表者の役職及び氏名が正しく記載されている。実印は不要です。

2. 名称等

☐事業者の氏名又は名称、フリガナが記載されている。

☐代表者の役職及び氏名が記載されている。

☐資本金又は出資の額が記載されている。（個人事業主の場合、空欄でも可）

☐常時使用する従業員の数が記載されている。

☐中小企業等経営強化法に規定する中小企業者である。

☐法人番号及び設立年月日が記載されている（法人番号がない場合は無しで可）。

3. 事業継続力強化の目標

□自社の事業活動の概要が記載されている。サプライチェーンでの役割や、地域経済の雇用・経済に係る申請者の位置づけを記載されていること。

□事業継続力強化に取り組む目的として、「何のために実施するか」が明確に記載されている。

□事業活動を継続するにあたり、必要な拠点についてハザードマップやJ-SHIS（地震ハザードステーション）等の情報を元に、事業活動に影響を与える自然災害等 が1つ以上記載されている。

※全ての自然災害が網羅されることは求めない。

□最も大きな被害が想定される災害を対象として、事業活動に与える影響を検討している。

※必ずしも「最も大きい災害」と言えずとも、数週間～数ヶ月程度、災害の影響が及ぶような甚大な災害を対象に検討をしていれば差し支えない。

※複数の災害を対象として、検討をすることを妨げるものではない。

□「人（人員）」の観点から、事業に与える影響が記載されている。

□「物（建物・設備・インフラ）」の観点から、事業に与える影響が記載されている。

□「カネ（リスクファイナンス）」の観点から、事業に与える影響が記載されている。

□「情報」の観点から、事業に与える影響が記載されている。

4. 事業継続力強化の内容

(1) 自然災害等が発生した場合における対応手順

☐ 初動対応と事前対策について記載されている。

☐ 従業員の避難の実施についての取組が記載されている。

☐ 従業員の安否確認の実施についての取組が記載されている。

☐ 自然災害発生時における指揮命令体制について記載されている。

☐ 被害状況の把握方法について記載されている。

☐ 被害状況を取引先や商工団体などに对外発信する方法について記載されている。

(2) 事業継続力強化に資する対策及び取組

☐ A、B、C、Dのうち、1以上について、対策が記載されている。

☐ 現在の取組と今後の計画の両者が記載されている。

☐ 計画上必要な対策について、具体的な手段（どのような設備をどのような目的でどのように活用されるか）が明示されている。

☐ 税制優遇や日本政策金融公庫からの融資を希望している事業者の場合、「3(2)B事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入」に、導入する設備が事業継続力強化に資する設備等であることが、明確かつ具体的に記載されている。

（３）事業継続力強化設備等の種類

- 本計画に基づき事業継続力強化設備を導入し、かつ税制優遇を希望している事業者の場合、「（２）の項目」、「取得年月」、「設備等の名称／型式」、「所在地」、「設備等の種類」、「単価（千円）」、「数量」、「金額（千円）」への記載がされている。
- 「３（３）事業継続力強化設備等の種類」に設備が記載されている場合は、「３（２）事業継続力強化に資する対策及び取組 B事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入」に記載があるか、「５事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及び調達方法」に記載があるか確認する。
- 設備が記載されている場合、①当該設備、名称／型番が実際に存在するか、②実施要領に記載されている設備と整合的であるか、③「３（２）事業継続力強化に資する対策及び取組 B事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入」に、当該設備が計画の目的に沿った設備であり、防災・減災に資する設備であるのか記載がされている。
- 設備が記載されている場合には、建築基準法及び消防法上、設置が義務づけられた設備ではないことを確認するチェック欄に、チェックが入っている。

（４）関係者の名称や協力内容等

- 関係者を記載している場合、「名称」、「住所」、「代表者の氏名」、「協力の内容」の全てについて記載されている。

（５）平時の推進体制の整備等、事業継続力強化の実効性を確保するための取組

- 平時の取組推進について、経営層の指揮の下、計画を実施する旨が記載されている。
- 年１回以上、訓練を実施する旨が記載されている。
- 年１回以上、取組内容の見直しに向けた検討を行う旨が記載されている。



5. 実施時期

☐実施する期間が3年以内である。

6. 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

☐日本政策金融公庫の融資を受けて設備導入を予定している場合、前述3(2)B, Cの対策として どのような目的で設備導入を行うか具体的に記載されている。

7. その他

☐関係法令の遵守事項のチェック欄へ、チェックされている。



備考

A：サプライチェーンの毀損への対応

顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと

B：非対面型ビジネスモデルへの転換

非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備、

システム投資を行うこと

C：テレワーク環境の整備

従業員等がテレワークを実践できるような環境を整備すること

※補助対象期間内に、少なくとも1回以上、テレワークを実施する必要があります。

【「A：サプライチェーンの毀損への対応」の取組事例イメージ】

- ・ 外部からの部品調達が困難であるため、内製化するための設備投資
- ・ 製品の安定供給を継続するための投資
- ・ コロナの影響により、生産体制を強化するための設備投資
- ・ 他社が営業停止になったことに伴い、新たな製品の生産要請に応えるための投資

【「B：非対面型ビジネスモデルへの転換」の取組事例イメージ】

- ・店舗販売をしている事業者が、新たにEC販売に取り組むための投資
 - ・店舗でサービスを提供している事業者が、新たにVR等を活用してサービスを提供するための投資
 - ・有人で窓口対応している事業者が、無人で対応するための設備投資
 - ・有人でレジ対応をしている事業者が、無人で対応するための設備投資
 - ・非対面型・非接触型の接客に移行するために行うキャッシュレス決済端末の導入
 - ・デリバリーを開始するための設備投資（宅配用バイク等）
 - ・テイクアウト用メニューの試作開発費
 - ・テイクアウトを行うために必要なホームページの改修費
- ※単に認知度向上のためのホームページ開設は、対象になりません。
- ・テイクアウトサービスの提供の周知を図るためのポスティング用チラシの作成費用

【「C：テレワーク環境の整備」の取組事例イメージ】

- ・WEB会議システムの導入
- ・クラウドサービスの導入

⑭消毒費用

消毒設備（除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射機等）の購入費、消毒作業の外注費、消毒液・アルコール液の購入費

⑮マスク費用

マスク・ゴーグル・フェイスシールド・ヘアネットの購入費

⑯清掃費用

清掃作業の外注費、手袋・ゴミ袋・石けん・洗剤・漂白剤の購入費

⑰飛沫対策費用

アクリル板・透明ビニールシート・防護スクリーン・フロアマーカの購入費・施工費

⑱換気費用

換気設備（換気扇、空気洗浄機等）の購入費

⑲その他衛生管理費用

ユニフォームのクリーニング外注費、トイレ用ペーパータオル・使い捨てアメニティ用品の購入費、従業員指導等のための専門家活用費、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム・インターホン・コイントレー・携帯型アルコール検知器の購入費